

審査基準

基準の名称		
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
毒物及び劇物取締法施行令	第36条	登録票（販売業）の再交付
基準の内容		
<ol style="list-style-type: none">1 毒物劇物販売業者が、登録票又は許可証を破り、汚し、又は失ったときであること。2 登録票又は許可証を破り、又は汚した場合は、申請書にその登録票又は許可証を添付すること。		